

白岡市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

白岡市勤労者体育センターへの空調設備設置に伴い、夏季の猛暑下においても安全にスポーツをすることができるよう、利用者の申出に応じて冷房を稼働させるものである。

空調設備の稼働にあたっては、負担の公平性の観点から、発生する電気料等相当分を冷房使用料として利用者から徴収するため、本条例改正の必要を認め、本案を提出するものである。

2 改正の概要

別表を改正し、アリーナに冷房使用料を追加し、料金については実費に相当する額の範囲内で規則で定める額とするものである。

なお、白岡市勤労者体育センター条例施行規則についても併せて改正を行い、同冷房使用料について1時間あたり600円と定めるものである。

3 施行期日

令和8年4月1日